

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名称：北九州市立福社会館・戸畑市民会館

所在地：戸畑区汐井町1番6号

施設内容：①施設概要

福社会館【会議室（8室）、多目的ホール等】

市民会館【大ホール、中ホール、練習室（2室）、リハーサル室楽器庫等】

②事業内容

施設の使用許可・使用料徴収、施設の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務（利用受付、庶務業務、入居団体の連絡調整等）、にぎわいの創出、自主文化事業の実施、テナントの誘致

#### (2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

所在地：戸畑区汐井町1番6号

主な業務内容：社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業、校(地)区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整、保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡、社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画、ボランティア活動の振興等

### 2 指定の経緯

令和6年	8月21日	募集開始
令和6年	9月30日	募集締め切り
令和6年	10月11日	指定管理者検討会の開催
令和6年	10月	指定管理者候補を決定

## (1) 応募資格

- ・法人、その他の団体であること（個人による応募は不可）
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの
- ・申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

## (2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会）

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等を基に、応募者によるプレゼンテーション、質疑応答等を行い検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員（順不同）

- |                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| [財務・経営に知見を有する者]    | 梅田 久和（公認会計士・税理士）            |
| [学識経験者]            | 岡田 和敏（西南女学院大学保健福祉学部 教授）     |
| [業務に精通する者（福祉団体代表）] | 曾我 満美（(公社)北九州高齢者福祉事業協会 副会長） |
| [業務に精通する者（文化団体代表）] | 井端 豊実（九州吹奏楽連盟 理事長）          |
| [利用者代表]            | 國家 綾子（北九州市手をつなぐ育成会親の会 副会長）  |

## 5 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	
① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	
① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	
(3) 実績や経験など	

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</li> <li>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</li> <li>③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。</li> </ul>
<p><b>2 管理運営計画の適確性</b></p>
<p><b>【有効性】</b></p>
<p><b>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</li> <li>② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</li> <li>③ 施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。</li> <li>④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</li> </ul>
<p><b>(2) 利用者の満足度</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</li> <li>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</li> <li>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</li> <li>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</li> <li>⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</li> </ul>
<p><b>【効率性】</b></p>
<p><b>(3) 指定管理料及び収入</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</li> <li>② 収入が最大限確保される提案であるか。</li> </ul>
<p><b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</li> <li>② 経費の配分は適切であるか。</li> <li>③ 積算根拠は明確であるか。</li> <li>④ 再委託が適切な水準で行われているか。</li> </ul>
<p><b>【適正性】</b></p>
<p><b>(5) 管理運営体制など</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</li> <li>② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。</li> <li>③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。</li> <li>④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。</li> <li>⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。</li> </ul>
<p><b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。</li> <li>② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。</li> <li>③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。</li> <li>④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。</li> </ul>
<p><b>(7) 社会貢献・地域貢献</b></p>
<p>&lt;社会貢献の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。</li> </ul>

② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取組が考えられているか。
<地域貢献の視点>
④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	
5	100%	特に優れている（高度な能力を有している）
4	80%	優れている（十分な能力を有している）
3	60%	普通（一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

【社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会】

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	4	4	5	4	5	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	5	5	4	5	5	5
	(3) 実績や経験など	5	4	4	5	5	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	5	5	5	5	30
	(2) 利用者の満足向上（満足度）	10	4	4	4	5	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	4	3	5	4	5	4	12
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	5	4	5	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	5	4	5	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	3	4	5	5	4	8
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	5	5	5	4	8
合計	110	86	82	106	101	107	—	95	
地元団体に対する優遇措置（市内団体・・・5点）								100	

## (2) 検討会における主な意見

### 【応募者：社会福祉法人北九州市社会福祉協議会（以下、「市社協」）について】

- ・法人としての人的基盤、財政基盤が確保できている。
- ・ウェルとばたは福祉を集約している施設であり、運営団体として安心感がある。
- ・若者、障害者、高齢者が満遍なく集まるような仕組みが望ましく、そうした運営努力も評価できる。
- ・今回の提案では、若者をターゲットとしているが、高齢者への配慮がやや不足している感じがした。
- ・立地条件の良さを生かし、今後にもぎわいの創出を目的とした自主事業企画などにより稼働率増に期待したい。

## (3) 検討会における検討結果

応募団体の説明、質疑応答、構成員による意見交換を踏まえ、検討会は、得点どおり市社協が指定管理者に相応しいと判断する。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・人的基盤と財政基盤がしっかりしていること。
- ・指定管理料の提案は、市の提示した上限額内の提案となっていること。
- ・これまでの経験と実績があり、北九州市立福祉会館及び戸畑市民会館の設置目的を理解し、若者をターゲットとした新たな取組を提案するなど、施設の管理運営への意欲が感じられること。

## 8 提案額

令和 7 年度	2 4 9, 7 5 2 千円
令和 8 年度	2 4 9, 7 5 2 千円
令和 9 年度	2 4 9, 7 5 2 千円
令和 1 0 年度	2 4 9, 7 5 2 千円
令和 1 1 年度	2 4 9, 7 5 2 千円